

令和7年度 鎌ヶ谷市学校プール開放事業 場内規則

- 1 医師に水泳不適當と診断されている方は入場できません。
- 2 飲酒をされている方、酒気を帯びた方は入場できません。
- 3 犬猫等、動物を連れている方は入場できません。
ただし、介護犬、盲導犬はプールサイドまで可とします。
- 4 ラッシュガード等の手段で隠し切れない入れ墨(タトゥー)のある方は入場できません。
- 5 未就学児は18歳以上の保護者の方が一緒に入水してください。
- 6 プール内では必ず水着を着用して下さい。
- 7 化粧、整髪料、サンオイル、日焼け止め等はシャワーで取り除いてから入水してください。
- 8 食べ物は持ち込み禁止とします。
ただし、飲み物は可としますが、ごみは各自で持ち帰りください。
- 9 ビート板、直径80cm以内の浮輪、水泳用ゴーグルは使用可とします。
直径80cm以内の浮輪以外の浮き具も利用可としますが、混雑時にはご遠慮いただく場合があります。
また、安全面の確保のため、ボート並びにボード類、ビーチマット等は人数に関わらず使用を禁止します。
- 10 水鉄砲等のおもちゃ、ビーチボール以外のボール、ガラス製品(水中メガネを含む)、フィン、パドル、シュノーケルなど、他の利用者との接触によりけがの恐れがあるものは、使用を禁止します。
- 11 学校施設内は全面禁煙です。
- 12 飛込み、潜水、プールサイドを走る等の危険な行為や他人に迷惑になる行為は禁止します。
- 13 定員50名を超えた場合や、荒天(大雨、強風、雷)などにより入場を制限する場合があります。
- 14 ロッカーには鍵がありませんので、貴重品等は自己管理してください。
- 15 家族撮影を除く不用意な写真撮影・ビデオ撮影はご遠慮ください。
不審な撮影行為の際は監視員による声がけや、画像の確認をさせていただく場合があります。
- 16 プール施設内における場内規則及び監視員の指示を守らなかった場合は退去して頂きます。
- 17 不注意による事故・盗難等の被害につきましては一切の責任を負いません。